

## ベトナム保険法アップデート

### はじめに

財務省（財務省）保険監督庁（保険監督庁）によれば、2015年3月31日時点で、ベトナムには61社の保険企業が存在しており、その内訳は、損害保険企業29社、外国の損害保険企業の支店1店、生命保険企業17社、保険ブローカー12社、再保険会社2社である。2014年、財務省は、BIDV MetLife Life Insurance Limited Liability Company及びSeoul Guarantee Insurance Companyのハノイ支店に免許を発給した。

2014年の保険収入は総額54兆7180億ドン（2013年の保険収入の114.89%に相当する。）であった。以下の表は、2014年のベトナムの保険セクターの主要業績指標である。

	損害保険 (十億ドン)	生命保険 (十億ドン)	総額 (十億ドン)
収入	27,391	27,327	54,718
保険補償	10,776	8,976	19,752
保険会社からの投資	28,403	103,276	131,679
資産価値	39,500	114,384	153,884
自己資本	17,730	23,163	40,893
準備金	12,700	81,287	93,987
保険仲介手数料	482		

### 保険会社の新たなランク付け

2014年12月17日、財務省は、保険企業の等級化を指導する通達第195/2014/TT-BTC号（**通達195**）を発行した。通達195は2015年2月1日に有効となった。

通達195には、市場における保険企業の事業活動効率及び財務能力を管理及び改善するために、保険企業を等級分類するための新しい評価尺度が定められている。

## 損害保険企業の評価尺度

以下は、損害保険企業の支払能力、業務準備金及び事業効率の評価に用いられる3つの評価基準並びに一つ一つの基準に関連する評価尺度である。

- (i) 一つ一つの基準の評価尺度、最高得点及び減点（もしあれば）に基づく業務準備金の評価基準。当該評価基準における最高得点は300点であり、以下のレベルが含まれる。

レベルA：200点以上300点まで

レベルB：200点未満

- (ii) 一つ一つの基準の評価尺度、最高得点及び減点（もしあれば）に基づく資本、資産内容及び金融投資の評価基準。当該評価基準における最高得点は500点であり、以下のレベルが含まれる。

レベルA：400点以上500点まで

レベルB：400点未満

- (iii) 一つ一つの基準の評価尺度、最高得点及び減点（もしあれば）に基づく経営及び情報の透明性の評価基準。当該評価基準における最高得点は200点であり、以下のレベルが含まれる。

レベルA：100点以上200点以下

レベルB：100点未満

## 生命保険企業の評価尺度

以下は、生命保険企業の支払能力及び業務準備金の評価に用いられる3つの評価基準並びに一つ一つの基準に関連する評価尺度である。

- (i) 一つ一つの基準の評価尺度、最高得点及び減点（もしあれば）に基づく保険事業活動の評価基準。当該評価基準における最高得点は300点であり、以下のレベルが含まれる。

レベルA：250点以上300点まで

レベルB：200点以上250点未満

レベルC：100点以上200点未満

レベルD：100点未満

- (ii) 一つ一つの基準の評価尺度、最高得点及び減点（もしあれば）に基づく資本、資産内容及び事業効率の評価基準。当該評価基準における最高得点は500点であり、以下のレベルが含まれる。

レベルA：450点以上500点まで

レベルB：350点以上450点未満

レベルC：250点以上350点未満

レベルD：250点未満

- (iii) 一つ一つの基準の評価尺度、最高得点及び減点（もしあれば）に基づく経営及び情報の透明性の評価基準。当該評価基準における最高得点は200点であり、以下のレベルが含まれる。

レベルA：150点以上200点まで

レベルB：100点以上150点未満

レベルC : 50点以上100点未満

レベルD : 50点未満

### 損害保険企業の等級分類

グループ1 : 2年連続で良好な流動性及び主たる保険業務（再保険以外）からの利益を維持する損害保険企業。グループ1は、以下の2つのサブグループに分けられる。

サブグループ1A : 全ての基準の合計得点が700点を超える企業で、損害保険企業の評価に用いられる3つの評価基準の全てにおいて「レベルA」に分類される企業。財務省は、サブグループ1Aの企業に対し、事業範囲及びサービス範囲の拡大を奨励する。

サブグループ1B : 全ての基準の合計得点が700点以下の企業。サブグループBの企業は、財務省によって定期的に監視され、同企業が得点システムの一つ一つの基準において必要とされる最低ラインを満たしていることが確認される。

グループ2 : 2年連続で許容され得る支払能力比率を維持しているが、主たる保険業務からの利益を計上できていない損害保険企業。グループ2は、以下の2つのサブグループに分けられる。

サブグループ2A : 全ての基準の合計得点が700点を超える企業で、損害保険企業の評価に用いられる3つの評価基準の全てにおいて「レベルA」に分類される企業。財務省は、サブグループ2Aの企業及びその投資家に対して同企業の状況に関する警告を発して、事業を再編させるために、定款資本の増資、事業の監査及び資産の流動性の確認を行うよう要求する。

サブグループ2B : 全ての基準の合計得点が700点以下の企業。サブグループ2Aに適用する措置に加え、財務省は、サブグループ2Bの企業に対し、再編計画の実施から24ヶ月後に主たる保険業務から利益を挙げることができない場合に事業範囲を縮小することを要求する。

グループ3 : 通達195の付録1に定められた損害保険企業に適用される最低限の支払能力水準及び基準を維持することができない損害保険企業。財務省は、保険業法第80条に基づいてこのグループの企業の事業活動を厳しく監視及び管理する。

グループ4 : 支払能力がなく、かつ、財務省による特別管理の対象である損害保険企業。財務省は、グループ4の企業の保険事業免許の取消しを検討する。

### 生命保険企業の等級分類

グループ1 : 以下のとおり、良好な流動性及び利益を有する生命保険企業。

サブグループ1A : 全ての基準の合計得点が850点を超える企業で、生命保険企業の評価に用いられる3つの評価基準の全てにおいて「レベルA」に分類される企業。財務省は、このグループの企業に対し、事業範囲及びサービス範囲の拡大を奨励する。

サブグループ1B : 全ての基準の合計得点が650点以上850点未満の企業で、2つの評価

基準において「レベルA」、1つの評価基準において「レベルB」に分類され、一つも「レベルC」や「レベルD」に分類されない企業。

財務省は、サブグループ1Bの企業を厳しく監督し、同企業が全ての要件を充足していることを確認する。

サブグループ1C： 全ての基準の合計得点が400点以上650点未満の企業で、殆どの評価基準において「レベルA」及び「レベルB」に分類され、一つの評価基準においてのみ「レベルC」に分類され、どの評価基準においても「レベルD」に分類されない企業。財務省は、サブグループ1Cの企業及びその投資家に対して警告を発し、かかる企業の特定の保険事業活動を監査する。

サブグループ1D： 上記のサブグループ1A、1B、1Cのどれにも分類されない企業。財務省は、サブグループ1Dの事業を厳しく監視し検査する。

グループ2： 支払不能になるおそれがあるため、支払能力回復計画の立案及び実施を求められている生命保険企業。

グループ3： 通達195の付録1において財務省から義務付けられた最低限の支払能力水準その他の基準を維持できない生命保険企業。グループ3の企業は、保険業法第80条に基づく財務省による特別管理の対象となる。

グループ4： 支払能力がなく、かつ、財務省による特別管理の対象である生命保険企業。財務省は、保険業法第68条に基づいてグループ4の企業の保険事業免許の取消しを検討する。

## 外国からのベトナム保険セクターへの参入

外国の保険事業者は、(i)ベトナムに完全子会社を設立する、(ii)ベトナムの保険事業者と合弁を行う、(iii)株式会社である保険会社の株式及び有限責任会社の出資持分を取得する、(iv)ベトナムに外国保険会社の支店を設立する、並びに(v)ベトナム国内へクロスボーダー保険サービスを提供する、という5つのレベルでベトナム市場に参入することが認められている。

これまでに、外国の損害保険会社15社、外国の生命保険会社9社、外国の再保険会社1社、外国の保険ブローカー2社が、ベトナムのハノイ及びホーチミン市に駐在員事務所を開設している。<sup>1</sup>

外国の保険事業者は、ベトナムの保険会社との合弁も行っている。例えば、(i)Bao Viet Tokio Marine Insurance Joint Venture Company (Bao Vietと東京海上日動火災保険株式会社間の合弁)、(ii)United Insurance Company of Vietnam (Bao Minh、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及びLIG Insurance Co., Ltd.間の合弁)、並びに(iii)Vietcombank – Cardif Life Insurance Co., Ltd. (Vietcombank、BNP Paribas Assurance Company及びSeABank間の合弁)がある。

外国の保険会社は、上場株式会社である保険会社の株式を取得する形でもベトナム市場に参入している。滙豐保險集團(亞太)有限公司 (HSBC Insurance (Asia Pacific) Holding Ltd) は、2007年にBao Viet Holdingsの発行済み定款資本の10%を落札して取得し、2009年に8%を追加取得した。2012年12月、HSBCは、同社が保有するBao Viet Holdingsの全ての株式を現金7兆980億ドン (約3億4900万米ドル) で住友生命に売却した。AXA Groupは、2007年からBao Minh Insurance Corporationの株式18%を保有

<sup>1</sup> [http://isa.mof.gov.vn/portal/page/portal/isa/97113960?pers\\_id=94339232&item\\_id=144294073&p\\_details=1](http://isa.mof.gov.vn/portal/page/portal/isa/97113960?pers_id=94339232&item_id=144294073&p_details=1).



している。Swiss Reは、Vietnam Insurance Corp.の発行済み定款資本の25%を買い取った。PetroVietnam Insurance Joint Corporation (PVI) は、外国の戦略投資家であるOman Investment Fund (オマーン) とTalanx Group (ドイツ) のそれぞれに対して2010年と2011年に株式を発行した。Petro Vietnamは、PVIの定款資本を35%まで保有することが認められているが、2015年までにPVIの定款資本の17%を売却することを提議している。

2014年、財務省は、Seoul Guarantee Insurance Companyの支店に新たに免許を発給した。

2015年、多数の保険会社が外国投資家からさらに資本を募る計画を発表した。大規模な保険会社 (Bao Viet、PVI等) だけでなく、小規模の保険会社 (Petrolimex Joint Stock Insurance Corporation (PJICO)、BIDV Insurance Corporation (BIC) 等) も、外国の戦略投資家に新株を提供することについて2015年の株主総会で承認を得た。かかる私募計画の主たる目的は、保険監督庁により評価される等級を達成又は維持するために自社の財務能力を強化することである。

PetroVietnam Insurance Holdings—PVI Reinsurance Corporation Joint-Stock Corporation (PVI Re) の定款資本の66%を保有する筆頭株主—は、外国の戦略投資家を探している。PVI Reは、定款資本の(20%ではなく) 25%まで外国投資家のための余地を増やすために財務省に申請を提出した。Bao Viet Groupは、2014年の株主総会の承認に従って同社の外国の戦略投資家に対する株式の私募を継続している。PJICOは、2015年6月に、同社の定款資本を7000億ドンから1兆ドンに増資し、私募計画に基づいて外国の戦略投資家に新株を発行するための準備をしている。また、BICは、2015年4月20日、同社の定款資本を1兆ドンに増資し、その定款資本の35% (4104万6913株) をFairfax Asia Limited (Fairfax Financial Holdingsの関連会社) に提供することについて同社の株主総会の承認を得た。BICは、かかる私募計画が2015年第3四半期内に完了すると見込んでいる。財務省は、2015年5月14日、Post and Telecommunications Insurance Joint Stock Company (PTI) が、1兆770億ドンのDongbu Insurance Ltd. (Dongbu) に対する新株3000万株 (PTIの定款資本の37%に相当) の私募において、同社の定款資本を5030億ドンから8030億ドンに増資することを承認した。本日までに、グループ1の損害保険会社の殆ど (Bao Viet Group、Bao Minh JSC、PVI等) が、外国の戦略投資家を擁している。

## クロスボーダー保険サービス

クロスボーダーサービスに関するベトナムとの国際条約の加盟国に本部を置く外国の保険会社及び保険ブローカーは、ベトナムに存在する外国人及び49%以上が外資である会社に対して保険サービスを提供することが認められている<sup>2</sup>。但し、外国のクロスボーダー保険サービス提供業者は、以下の条件を満たさなければならない。

- 当該会社の本部所在国の保険規制当局から発給されたベトナムでクロスボーダー保険サービスを提供するのに必要な許可及び承認を有すること
- 当該会社が、ベトナムでクロスボーダー保険サービスを提供するまでに、10年以上合法的な事業活動を行っていること
- 外国保険会社の場合は少なくとも20億米ドルの総資産、外国保険ブローカーの場合は少なくとも1億米ドルの総資産を保有すること
- ベトナムでのクロスボーダー保険サービスの申請を行う日より前の直近の会計年度において、Standard & Poor'sもしくはFitchのよる「BBB+」以上の格付け、A.M. Bestによる「B++」の格付け、又はMoody'sによる「Baal」の格付けを受けていること

<sup>2</sup> 保険業法の一部条文を修正及び補足する法律の一部条文の細則を定め、かつ、保険業法の一部条文の細則に関する2007年3月27日付政令第45/2007/ND-CP号 (政令45) の一部条文を修正及び補足する2011年12月28日付政令第123/2011/ND-CP号 (政令123) 第4条。

- ベトナムでのクロスボーダー保険サービスの申請を行う日より前の直近3年間において、利益を計上していること
- ベトナムで営業許可された銀行に少なくとも1000億ドンを寄託し、また、寄託額を超える補償が生じる場合について当該銀行から支払保証を得ること
- 補償及び支払に関する適切な規則及び手順を有すること
- 専門職業人賠償責任保険に加入していること

外国の保険事業者は、ベトナムにおいて営業許可された保険ブローカーを通じてクロスボーダー保険サービスを提供しなければならない。提供可能なクロスボーダー保険仲介サービスは、ベトナムにおいて営業許可された保険会社又は外国保険会社の支店による損害保険サービスに関してのみである。

## ベトナムにおける保険会社又は外国保険会社の支店の設立許可

設立申請書類は、以下のとおりで、3部（正本1部と写し2部）作成しなければならない。<sup>3</sup>

- 申請書、保険会社の設立時の創設株主／投資家／構成員の決議書
- 保険会社の定款ドラフト又は外国支店の営業規則ドラフト
- 設立後の最初5年間の経営計画
- 創設株主／構成員の名簿、経営者（取締役会長、CEO、支店長等）の司法履歴、専門資格、履歴書
- 創設株主に関連する資料（営業登録証明書、定款、保険会社への出資に関する関連当局の承認書、委任代表者への委任状、直近3年の監査済み財務報告書、創設株主の出資のためのエスクロー口座の残高又は預金に関する銀行の証明書等）
- 保険規則、保険契約条項、保険料金、手数料及び保険商品（この要件は、保険ブローカーの許可には適用されない。）
- 本部又は支店の賃貸借契約の写し（もしあれば）
- 合併保険会社の場合は、合併契約書、申請日より前の直近3年間の各合併当事者の監査済み財務報告書、外国の投資家／株主／構成員の本部所在国の保険規制当局からの当該投資家が(i)ベトナムでの保険会社の設立を許可され、(ii)健全な財務状況を有し、(iii)当該国で保険事業に従事していることを証明する証明書

財務省は、申請を受理した日から60日以内に、保険会社又は支店の設立申請書類の承認又は拒否を行わなければならない。

## 保険会社の株主の要件

2010年の保険法改正法では、定款資本（法定資本を下回ってはならない。<sup>4</sup>）、組織形態、経営者の保険管理能力等の要件のほかに、保険会社又は保険ブローカーの創設株主は合法的かつ透明性のある財力及び資源を保有して、それを保険会社の定款資本として出資しなければならないという新たな要件がある。

また、外国損害保険会社は、(i)完全子会社である保険会社<sup>5</sup>、(ii)合併形態の保険会社、(iii)ベトナム支

<sup>3</sup> 政令45及び政令123の一部条文の実施を指導する2012年7月30日付財務省通達第124/2012/TT-BTC号第7条（[通達124](#)）。

<sup>4</sup> 保険事業者及び保険ブローカーに係る財政制度に関する2007年3月27日付政令第46/2007/ND-CP号（[政令46](#)）第4条によれば、損害保険会社の法定資本は最低3000億ドン（約1450万米ドル）、生命保険会社については6000億ドン（約2950万米ドル）である。

<sup>5</sup> 政令45第6.2条。

店を設立しようとする場合、以下の要件も満たす必要がある。<sup>6</sup>

- ベトナム及び外国が締結した、ベトナムにおける保険会社支店の設立に関する国際条約の加盟国に本部を置いていること
- 本部所在国での損害保険事業の経験年数が10年以上であること
- 20億米ドル以上の総資産を有すること（この要件は、保険ブローカーには適用されない。）
- 申請日より前の直近3年連続して利益を挙げていること
- 申請日より前の直近3年間において、本部所在国の保険事業に関する規則の重大な違反がないこと
- 本部所在国の保険規制当局からベトナムでの支店設立を承認されていること。当該当局とベトナム財務省が、当該支店の損害保険事業活動を監督するための協力協定を締結していなければならない。
- ベトナムにおける支店及び支店長の活動に関して責任を負うことを誓約すること

通達124には創設株主らが共同で保険会社の設立日から3年間は定款資本の50%以上を保有することという規定が維持されているが、現在は新しい保険会社の創設株主又は構成員に関する条件が定められている。

2012年10月1日より、保険会社の定款資本への出資金は自己資本を使用することが義務付けられている。他者からの借金及び投資委託資本は、保険会社の出資金に使用してはならない。

通達124では、法人である創設株主の最小数が4から2へ減らされた。但し、再保険会社の法人創設株主は保険事業者又は金融機関でなければならないとされている。

また、法人創設株主の自己資本は、以下の金額を上回らなければならない。

- 法人創設株主の長期的な投資総額及び保険会社へコミットした出資金額
- 保険会社に適用される法定資本の50%
- 保険会社へコミットした出資金の400%

保険会社の定款資本の10%以上の出資を希望する法人創設株主は、申請日より前の直近3年連続して利益を挙げなければならない（累計赤字を出してはならない）。保険事業者又は金融機関が創設株主である場合、当該事業者又は機関は、関連法令に従って許容され得る支払能力比率を維持しなければならない。

法人創設株主は、株式会社である保険会社の定款資本の20%までを保有することができる。但し、以下の目的で株式を保有しようとする場合はその限りではない。<sup>7</sup>

- 保険会社、再保険会社の支払能力を回復するため
- 承認された再編計画に基づいて保険会社、再保険会社における国有株式を保有するため
- 戦略投資家（(i)20億米ドル以上の総資産額を有し、(ii)3年連続利益を挙げている（及び累計赤字を出していない）、(iii)5年以上金融又は保険セクターで事業を営んでいる戦略投資家）の株式を保有するため

<sup>6</sup> 政令123第9.1条及び保険事業者、再保険事業者、保険ブローカー及び外国損害保険会社の支店に適用される財政制度を指導する2012年7月30日付財務省通達第125/2012/TT-BTC号（**通達125**）第4条。

<sup>7</sup> 通達125第29条。

- 戦略投資家になった日から3年間保険会社の株式を保有することを約束するため
- 財務省の承認を得るため

個人の創設株主は、保険会社の定款資本の10%までを保有することができる。個人創設株主は、申請前30日以内に銀行のエスクロー口座に関する銀行証明書をもってその財力を証明しなければならない。通達125では、個人が有限責任保険会社に出資することは認められていない。

## 許可の後

営業許可書の発給日より30日以内に、保険会社又は支店は取締役会長、CEO又は支店長を任命するのに必要な手続を完了し、新事業の設立を公表しなければならない。保険会社及び／又は支店は、以下の許可後の手続<sup>8</sup>を12ヶ月以内に完了しなければならない。

- 保険事業許可書の手数料の納付
- エスクロー口座における資本の保険会社又は支店の定款資本への移転
- 業務準備金の寄託
- 会社の印鑑、税務番号及びベトナムで営業を許可されている商業銀行における取引口座の登録
- 財務省に対する以下の事項の承認申請の提出
  - 業務準備金に関する計画
  - 保険商品、選任保険数理士、所有者基金と配当金契約者基金の分割計画（生命保険会社の場合）
  - 健康保険商品
- 社内業務、鑑定、賠償、内部管理、金融投資管理、再保険管理に関する規則の作成
- 保険事業活動に関するコーポレート・ガバナンス及び国家管理要件に従ったインフラ、施設、設備及びコンピューターソフトウェアの設置

## 営業登録証明書の内容変更

通達124には、保険会社又は支店の営業登録証明書の内容変更に必要な手続が規定されている。内容変更には、名称、定款資本、支店又は駐在員事務所の開設又は閉鎖、本部、支店又は営業所の住所変更、経営期間及び分野の変更、合併、分割又は組織形態の変更、10%以上の定款資本の譲渡、清算及び債務超過並びに経営者（会長、CEO又は支店長）の変更<sup>9</sup>が含まれる。保険監督庁は適法な申請書類を受け取った日より7日から14日以内にこれらの変更を承認又は拒否する権限を有する。

## 定款資本の維持及び寄託金

保険事業者は、常に、出資資本を適用法定資本を上回る金額で維持しなければならない。保険事業者は、毎年出資資本を審査する必要がある。審査された出資資本が適用法定資本を下回る場合は、実際の定款資本と法定資本水準との差額を補うために保険事業者は毎年の財務報告日より6ヶ月以内に追加の出資を求める必要がある。<sup>10</sup>

<sup>8</sup> 通達124第12条。

<sup>9</sup> 通達124第2章第2節。

<sup>10</sup> 通達125第5条。



政令 46 第 6 条によれば、保険事業許可書が発給された日から 60 日以内に、保険会社又は支店は法定資本の 2%に相当する定款資本の一部（**寄託金**）をベトナムで営業許可を受けている銀行のエスクロー口座に寄託しなければならない。保険会社又は支店が支払能力を維持できなくなり、保険監督庁が承諾する場合には、この寄託金を保険契約者への賠償金として使用することができる。但し、保険会社及び支店は使用后 90 日以内に寄託金を補充しなければならない。

## 準備金

通達 125 第 6 条により、請け負った保険証券及び保険契約から生じる一定の保険債務をカバーするための業務準備金（利益から計上される。）の確保が全ての保険会社、ブローカー及び外国支店に義務付けられている。

保険会社及び外国支店の業務準備金の設定又は変更は、選任保険数理士の確認を得、財務省に承認されなければならない。損害保険会社、健康保険会社及び外国支店は、以下の準備金の積立方式を適用する。すなわち、(i)未経過保険料金方式、(ii)賠償方式、及び(iii)大幅損失変動方式である。生命保険会社は、以下の積立方式を適用する。すなわち、(i)数学方式、(ii)未経過保険料金方式、(iii)賠償方式、及び(iv)配当方式<sup>11</sup>である。

## 支払能力

全ての保険会社及び外国支店は、許容され得る支払能力の水準を維持しなければならない。この水準は、総資産と未済債務の差額で計算される<sup>12</sup>。この差額は、最低支払能力水準を下回ってはならない。政令 46 第 16 条によれば、損害保険会社の支払能力水準の最低限度額は、(i)保険料金総額の 25%、(ii)元の保険料金の 12.5%と支払能力限度額計算時の再保険料金の合計額のいずれかを上回らなければならない。生命保険会社の支払能力水準の最低限度額は、4%の保険業務準備金と契約期間 5 年以下の保険契約に対するリスクのある 0.1%の保険金又は契約期間 5 年以上の保険契約に対するリスクのある 0.3%の保険金の合計額に相当する。

保険会社が支払能力を維持できず、支払能力回復不能の状態に陥った場合、財務省は当該保険会社に対して以下の一又は複数の措置を求めることができる<sup>13</sup>。

- 自己資本を補足するための現金又は出資金の調達
- 再保険、保険事業の縮小又は一部停止
- 経営陣の再編
- 保険契約の譲渡
- その他の再編計画の実行

## 経営者

保険監督庁の承認<sup>14</sup>によって、保険会社は取締役会長、社員総会の会長、CEO 又は社長、及び選任保険数理士の任命を行うことができる。

上記の経営者とは別に、保険会社は、保険監督庁へ他の経営者の任命を報告する（保険監督庁の承認及び承諾は要しない。）責任を負う。

<sup>11</sup> 通達 125 第 2 章第 2 節。

<sup>12</sup> 政令 46 第 17 条。

<sup>13</sup> 政令 46 第 19 条。

<sup>14</sup> 通達 124 第 22.1 条。

経営者は、十分な専門性及び学歴を有し、かつ、少なくとも3年連続で管理職を務めたことがなければならない。また、経営者は、任命前に少なくとも3年間保険セクター又は金融セクターでの勤務経験がなくてはならない。例えば、保険会社のCEOは、大学の学位、公認保険業訓練証明書及び5年間の勤務経験（保険会社における3年間の取締役又は上級職の経験を含む。）がなければならない。

## 保険商品

2011年7月1日から保険法改正法により生命保険、損害保険及び健康保険を含む各種保険商品の一覧が拡大された<sup>15</sup>。生命保険には、終身保険、養老保険、定期保険、混合保険、投資型保険及び年金保険が含まれている。損害保険には、財産保険、運送保険、航空保険、自動車保険、火災保険、海上と船主の責任保険、賠償責任保険、信用と金融リスクの保険、事業損失保険及び農業保険が含まれている。健康保険は新種の保険業務とされており、これには、傷害保険と健康保険が含まれている。政府は他の保険業を許可することができる。財務省は保険商品の一覧を作成する権限を有する。

損害保険会社及び外国支店は、損害保険商品、保険契約条項及び保険手数料を自ら規定することができる。生命保険及び健康保険会社は、自社商品を市場に展開する前に財務省から当該商品について承認を得なければならない<sup>16</sup>。但し、保険監督庁は、損害保険会社が支払能力を維持できなかった場合、損害保険会社に対して、既存の損害保険商品を停止し、見直しを求める権限をなお留保する。

保険会社及び外国支店は、直接販売、代理業者及びブローカーを通じて並びに入札関連法令を遵守した入札を通じて、保険商品を販売することができる。

## 保険代理業者と手数料

保険代理業者は、ベトナム法人又は十分な民事行為能力を有するベトナム国民で、かつ、許可された保険教育機関の教育を受けて証明された者でなければならない。適宜保険監督庁へ保険代理業者の一覧を四半期ごとに登録し報告する必要がある。保険代理業者は、保険会社を代理して保険会社の利益のために、(i)保険のマーケティング及び販売、(ii)保険契約締結の促進、(iii)保険料金の集金、(iv)保険請求及び補償支払の評価の促進、並びに(v)保険契約の履行及び執行に関するその他の業務を担当する<sup>17</sup>。保険代理業者の手数は通達124第41.3条に規定された限度額による。

## 保険ブローカーと手数料

保険ブローカーは、保険法第62条乃至第69条の規定に従って財務省から許可を受ける必要がある。保険ブローカーの業務範囲は、保険ブローカーと保険契約者との間に締結される保険仲介契約に規定される。保険ブローカーは、保険契約者に保険商品、保険料金及び保険契約条項に関する情報を提供し、リスク及び適切な保険商品について助言して、保険契約者の利益のために保険契約の成立を促進する。そのほか、保険ブローカーは、保険事業者から必要に応じて、保険料金の集金及び保険契約（保険ブローカーが促進した契約）に関する保険補償の支払を行う権限を付与されることが可能である。保険事業者と保険ブローカーは、最高額保険料金の15%までの保険手数料に合意することができる。再保険の仲介手数料は、該当する国際的慣行による。

## 資本投資

保険会社は、自己資本及び業務準備金（通常の補償金として損害保険及び生命保険についてそれぞれ業

<sup>15</sup> 保険法改正法第7条。

<sup>16</sup> 通達124第39条。

<sup>17</sup> 通達124条41.2条。

務準備金の25%及び5%を積み立てた後のもの<sup>18)</sup>及びその他の合法的な資金源を活用して、資本投資をすることが認められている。保険会社は、借金や投資信託資金を証券、不動産その他の企業への資本投資のための資金源として使ってはならない。通達125では、保険会社が株主又は関係者へ資本投資を行うことが禁止されている。また、預金の形の資本は、ベトナム国立銀行（中央銀行）が随時行う格付けにより優良な財力がある信用組織において行わなければならない。財務省は、(i)自己資本と法定資本の差額又は(ii)最低支払能力限度額のいずれか大きい額の範囲内で、外国保険会社を設立し、これに出資するための海外資本投資を評価及び承認する権限を有する。

保険会社及び外国支店は、まず、固定資本及び営業費用のために自己資本を使わなければならない、その後、業務準備金からの準備金を使用することによる資本投資と同様の方法で資本投資のために残存する自己資本（遊休資本）を投資することができる。

具体的には、保険会社及び外国支店は、制限なしで、国債及び社債（許可を受けた信用機関が引き受けた又は許可を受けた信用機関から預託をされた債券）を購入することができる。引受け手のない社債又は株式への資本投資に関しては、損害保険会社、再保険会社、保険ブローカー及び外国支店は自己資本及び遊休資本の35%までを投資することができ、生命保険会社は自己資本及び業務準備金の50%までを投資することができる。また、損害保険会社、再保険会社、保険ブローカー、外国支店及び生命保険会社は、自己資本の20%まで及び業務準備金の40%までを不動産へ投資することができる<sup>19)</sup>。

2012年10月1日以前に行われていた資本投資は、2015年10月1日までに、上記のとおり、通達125の新たな要件に従って再編及び調整しなければならない。

2016年1月1日以降、損害保険企業、健康保険企業及び外国保険企業の支店は、所有者持分を、以下の分離を含め、保険契約者から得た保険料金から分離しなければならない。

- 保険業務の種類による保険事業からの収入及び費用について別々に会計すること
- 所有者持分から及び保険準備金からの遊休資本から投資が行われた財産について別々に会計すること
- 所有者持分から及び保険準備金からの遊休資本からの投資が行われた財産に係る収入及び費用について別々に会計すること

損害保険企業、健康保険企業及び外国保険企業の支店の業務に直接関係する収入及び費用は、一律に計上される。

## 再保険

保険会社は、その取締役会又は社員総会から承認された再保険計画に従って保険契約に基づくその責任の一部（全部ではない）を外国保険会社又は再保険事業者を含む他の一又は複数の保険会社に譲渡することができる<sup>20)</sup>。各再保険契約において保険の対象となる責任額の10%以上を引き受ける外国再保険会社は、再保険契約を締結した日より前の直近の会計年度においてStandard & Poor's又はFitchによる「BBB+」以上の格付け、A.M. Bestによる「B++」の格付け、Moody'sによる「Baal」の格付け又はこれに相当する格付けを受けている必要がある。制限された再保険については、保険会社は、財務省に再保険契約の条項及び条件を報告しなければならない。

<sup>18)</sup> 政令46第13条。

<sup>19)</sup> 政令46第13条及び第14条。

<sup>20)</sup> 保険法改正法第9条、政令45第23条、通達124第45.1条。

保険会社及び再保険事業者は、それぞれ自己資本の**5%及び10%**に相当する金額までの単一のリスク又は損失に対する最大保険責任額のみを残すことができる<sup>21</sup>。この限度額を越えた責任額は再保険を通じて譲渡しなければならない。

## 保険契約の譲渡

以下のいずれかの場合、保険会社は、一又は複数の保険商品に関する保険契約の全てを他の保険会社に譲渡することができる<sup>22</sup>。

- 保険会社が支払能力を失った場合。この場合に、保険会社が保険契約の譲渡について同意できなければ、財務省が保険契約に基づく権利義務を引き受ける他の保険会社を指定する。
- 保険会社が合併、分離、清算又は解散する場合
- 保険会社が保険契約の譲渡に同意する場合

全ての保険契約の譲渡は、財務省によるその承認日から**60**日後に有効となる。承認日から**15**日以内に、保険会社は、譲渡計画を新聞**2**紙に**5**回連続掲載して公表し、かつ、保険契約者に譲渡計画を通知しなければならない。保険契約者は、通知を受けてから**15**日以内に保険契約を終了させること及び保険契約の残存期間に相当する保険料金の返済を請求することができる。

## 報告及び情報開示

通達**125**第**10**節には、保険会社及び外国支店の財務報告書、統計及び業務報告書並びに月次、四半期及び年次報告書に関する様々な新しい要件及び書式が定められている。四半期及び年次の財務報告書のほかに、損害保険会社、健康保険会社及び外国支店は**11**種類の統計及び業務報告書を、生命保険会社は**16**種類の統計及び業務報告書を財務省に提出しなければならない。

**2012**年**10**月**1**日以降、保険会社は、各会計年度の終了日から**120**日以内に同社の公式サイト及び同社の本部所在地の地方新聞に**3**回連続で監査済み財務報告書及び会計監査人の意見書を公開しなければならない。また、公開保険会社は公開会社に適用される情報開示の義務も守らなければならない。

財務省は、追加報告書を求める権限を有しており、また、いつでも保険会社又は外国支店の財務及び営業状況を検査することができる。

前会計年度末から**90**日以内に、各保険企業は、前会計年度の業績、経営、リスク管理及び独立監査人が確認した財務報告書と共に、通達**195**で財務省が定めた得点システムに基づく自社の等級に関する評価結果、等級及び実績測定方法を報告しなければならない。支払不能に陥るおそれのある保険企業は、保険業法第**78**条に規定された報告規則に従わなければならない。

損害保険企業、健康保険企業及び外国保険企業の支店は、所有者持分と保険料金の分離に関する定期報告書を財務省へ提出する責任を負う。

## 反則処分

保険事業セクターにおける行政処分を定める**2009**年**5**月**5**日付政令第**41/2009/NĐ-CP**号（**政令41**）が公布された後、財務省は、政令**41**の施行細則である**2010**年**1**月**23**日付通達第**03/2010/TT-BTC**号（**通達3**）を公布した。

<sup>21</sup> 通達**124**第**44.3**条。

<sup>22</sup> 保険法第**74**条。



政令 41 には、以下の規定を侵害する行政違反に関して 1000 万ドンから 7000 万ドンの範囲の 4 つのレベルの行政処分が定められている。

- 経営者や選任保険数理士の任命、保険会社の設立、再保険、保険契約の譲渡、保険補償を含む保険会社の管理規定
- 不正競争、生命保険及び損害保険業務、保険商品及び手数料並びに強制保険を含む保険業務に関する規定
- 保険代理業者、仲介及び駐在員事務所に関する規定
- 資本及び資産の活用に関する規定
- 支払能力及び会計に関する規定
- 報告及び情報公開に関する規定

上記の処分のほかに、関連当局は、差止命令、違反行為から生じた不法な利益の没収等の追加処分を適用することができる。

## 保険契約に関する法律問題

2000 年保険業法（2010 年改正）には、虚偽の情報に基づいて保険契約が成立していると結論付けられる記載が 2 つ含まれている。

- 保険業法第 19.2 条の規定に「保険事業者は、保険契約者が以下のいずれかの行為をした場合、保険契約の実施を一方的に停止し、保険契約の実施が停止される時まで保険料金を集金する権利を有するものとする。(a)保険金又は補償金の支払を受けるために保険契約を締結する目的で故意に虚偽の情報を提出した場合、…」とあり、また、
- 保険業法第 19.3 条の規定に「保険事業者が、保険契約を締結する目的で故意に虚偽の情報を提供した場合、保険契約者は保険契約の実施を一方的に停止する権利を有するものとし、保険事業者は虚偽の情報の提供から生じた損害につき保険契約者を保証しなければならない。」とある。
- 保険業法第 22 条(c)の規定にも「保険契約は、以下の場合無効となるものとする。…(d)保険契約者又は保険事業者が、保険契約を締結する時に詐欺の罪を犯す場合」とあり、
- 保険業法第 22.2 条の規定に「無効な保険契約は、民法典の規定及び他の関連法の規定に従って処理されるものとする。」とある。

法務省の意見によれば、保険契約を締結する目的で虚偽の情報を提供することは、民法典の一般原則に照らせば保険契約締結時の詐欺を構成する。したがって、保険業法第 19.2 条及び第 19.3 条は、民法典及び保険業法のその他の規定を遵守したものではない。民法典の下では、有効でない市民契約が当事者の権利義務を構成、変更、終了又は停止することはない。関連当事者は、有効でない市民契約を成立させる前の元の状態に戻らねばならない。詐欺を犯した当事者は、他方当事者を補償しなければならない。よって、「保険契約の実施を一方的に停止する権利」は、有効でない保険契約がもたらすものにはなり得ない。

## 保険料金の支払

2014 年 12 月 17 日付通達第 194/2014/TT-BTC 号（**通達 194**）に、保険企業の財政制度に関する 2012 年 7 月 30 日付通達第 125/2012/TT-BTC 号の一定の修正が規定されている。通達 194 は 2015 年 2 月 1 日より有効となっており、修正された規定の中で、以下に関するものが保険料金の支払に関する規定である。

- 保険料金の一括支払に関して、保険料金の支払期限は、保険契約の発効日から 30 日を超えてはなら

ない。保険期間が 30 日未満である場合、保険料金の支払期限は保険対象期間を超えてはならない。

- 保険料金の定期支払に関して、保険料金の初回の支払期限は、保険契約の発効日から 30 日を超えてはならない。本規定は、以下の保険料金の支払には適用されない。
  - 保険契約者が保険料金の支払のために設定された期限までに保険料金を全額支払わない場合、保険契約は保険料金の支払期限が到来したら無効となるものとする。
    - ◆ 保険料金の支払期限までに保険適用事由が発生しなかった場合、損害保険企業、健康保険企業又は外国保険企業の支店は、保険料金の支払期間に応じた保険料金の収入を受領し、保険契約に基づく保険責任が発生しなかった期間の収入の減額を計上することができるものとする。
    - ◆ 保険料金の支払期限までに保険適用事由が発生した場合、損害保険企業、健康保険企業又は外国保険企業の支店は、保険補償及び保険金支払について責任を負うものとし、また、保険契約に基づいて支払われるべき全ての保険料金を集金する権利を有するものとする。
- 1 年間付保された多数の出荷をもって顧客のために輸送される物品の保険及び頻繁に旅行する顧客のための旅行保険に関して、損害保険企業、健康保険企業又は外国保険企業の支店及び保険契約者が基本保険契約（包括保険契約）を締結した場合、締結された保険契約の保険料金の支払期限は、当該保険契約が締結された翌月の 25 日までとしなければならない。
- 損害保険企業、健康保険企業又は外国保険企業の支店が、保険契約者が自らの保険料金の支払義務を負うのを許可することに同意して締結される保険契約に関して、当該保険料金を保険契約に記載しなければならない。担保又は保険料金支払保証を差し入れた保険契約者のみ、保険企業が同意するところに従って、保険料金の支払を延期することができる。

担保付きの保険料金の支払義務に関して、損害保険企業、健康保険企業又は外国保険企業の支店及び保険契約者は、担保取引に関する規則を遵守するものとする。

保険料金支払保証付きの保険料金の支払義務に関して、保証を行う組織は、保証サービス及び保険料金の支払を保証する契約を提供することを認められなければならない。

保険契約が締結され、生命保険企業が保険契約に規定されたとおりに保険契約者からの保険料金の定期支払に同意した場合、生命保険企業は、保険料金が発生した期間の保険料金からの収入を計上するものとし、保険契約に基づく支払期限が到来していない保険料金の収入は計上しないものとする。

## ホーチミン市

ベトナム、ホーチミン市  
1 区、ドンコイ通り 235  
ザ・メトロポリタン、15 階、1501 号室  
電話：+84 8 3824 2733

電子メール：[legalenquiries@frasersvn.com](mailto:legalenquiries@frasersvn.com)

## ハノイ

ベトナム、ハノイ  
ホアンキエム区、リトゥオンキエット通り 83B  
パシフィックプレイス、12 階、1205 号室  
電話：+84 4 3946 1203

ウェブサイト：[www.frasersvn.com](http://www.frasersvn.com)

本記事は、対象事項に関する要約を提供するにとどまるものであり、本記事につきフレイザー法律事務所は何らの責任を負うものではありません。

本記事は、法律その他の専門家の意見に代わるものとして執筆されたものでも、そのようなものとして依拠されるべきものでもありません。